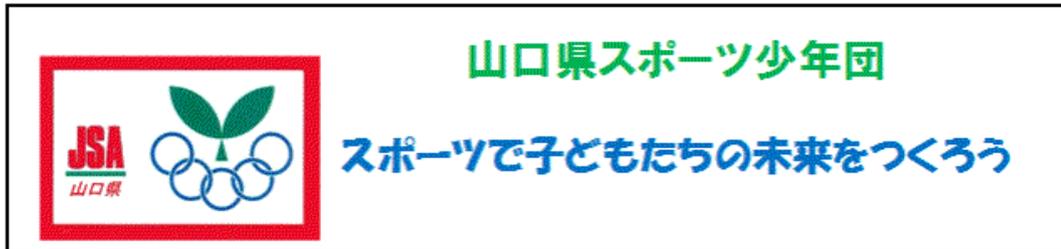


令和7年度

【山口県版健全育成資料】

スポーツ少年団の手引き



「スポーツの歓びを！」令和6年度 山口県スポーツ少年団の活動から

この手引きは、スポーツ少年団指導者・関係者に役立つ内容や知っておいていただきたい情報をまとめています。

スポーツとの出会いは、その後の生活をより豊かなものにしてくれます。

私たち指導者は、子どもたちの未来に大きな責任を負っています。

私たち指導者は、機会を捉えて学び続ける努力をすることが大切です。

保護者の方をはじめ、多くの方に知っていただくために、この手引きの内容は下のQRコードで閲覧できます。

(公財)山口県スポーツ協会

山口県スポーツ少年団



スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくれます。

日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力をします。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツ愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

もくじ

1	山口県スポーツ少年団重点目標	1
2	基本的ガイドライン	2
3	令和7年度 山口県スポーツ少年団関係行事	
	(1) 年間主要行事予定	3
	(2) トピック行事（重点目標に対する取組）	5
	① ジュニア・リーダースクール（7年要項と6年トピック） リーダー育成プラン	
	② 国際交流（7年要項と6年トピック）	
	③ 中国ブロックバドミントン交流会（7年要項と6年トピック）	
4	山口県スポーツ少年団指導者研修会	
	(1) スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会	8
	(2) JSPO公認スポーツ指導者資格更新研修会	9
	(3) 地域指導者養成研修会（ACP普及講習会・出前ACP教室）	10
5	スポーツ少年団の登録について	
	(1) 登録手続き	12
	(2) 登録の要件	12
6	健全育成のために	
	(1) スポーツ活動中の安全管理	14
	(2) スポーツハラスメントの根絶に向けて	
	① スポーツにおける暴力行為根絶宣言	15
	② スポーツ団体ガバナンスコード	16
	③ 登録者等処分規程・処分基準	17
	④ NO！スポハラ活動 公認スポーツ指導者の責務	18
	⑤ 単位団活動6のQ	19

○附録

- ・山口県スポーツ少年団市町別登録一覧
- ・山口県スポーツ少年団市町別登録内訳・加入率内訳
- ・山口県スポーツ少年団事務局一覧

○スポーツ安全保険

○エフエム山口「スポーツ少年団応援」キャンペーン

1 令和7年度 山口県スポーツ少年団重点目標

基本理念

スポーツによる青少年の健全育成

一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

(日本スポーツ少年団「スポーツ少年団の将来像」)

重点目標

- (1) **勝利至上主義偏重からの脱却** 【※2ページ参照】
 - ・山口県スポーツ少年団基本的ガイドラインの周知
- (2) **指導者・育成母集団の資質向上** 【※8ページ参照】
 - ・養成講習会・研修会の開催
 - ・魅力ある研修プログラムの開発と受講者数の拡大
 - ・山口県スポーツ少年団指導者協議会との連携
- (3) **安全なスポーツ環境の整備**
 - ・危機管理体制の確立 【※14ページ参照】
 - ・ガバナンスコードの遵守と公表 【※16ページ参照】
 - ・「NO!スポハラ」活動の推進 【※18ページ参照】
- (4) **リーダーの養成と活用**
 - ・ジュニア・リーダースクールの開催 【※5ページ参照】
 - ・山口県リーダー会との連携・支援
- (5) **多様な運動プログラムの提供と運動適性テストⅡの活用**
 - ・ACP（アクティブ・チャイルド・プログラム）の普及 【※10ページ参照】
- (6) **各種交流活動やキャンペーン等の推進**
 - ・「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンの推進
 - ・「スポーツ元気県やまぐち推進団体」への参加
 - ・「カムバック!スポ少」「リーダー応援」キャンペーンの推進 【※5ページ参照】
 - ・国際交流、全国・中国ブロック交流活動の推進 【※6・7ページ参照】
 - ・総合型地域スポーツクラブとの連携・発展

2 基本的ガイドライン

山口県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団が発足時に提唱した「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる組織を地域社会に！」に呼応し、昭和37年の日本スポーツ少年団創設と時を同じくして設立されました。

日本スポーツ少年団が掲げる「次代を担う健全なこころとからだを持った青少年の育成」を尊重しスポーツを通して子どもたちの未来をつくるために、下記のとおり基本的ガイドラインを定め、幼児期からジュニア期におけるスポーツ指導者としての心構えを示しています。

各市町におかれましては、スポーツ少年団活動の「理念」を再確認するとともに、教育委員会、スポーツ少年団、地域の学校、指導者協議会、育成母集団、競技団体などが緊密な連携を図り、健全な団活動が行われるようご留意ください。

(1) 青少年の健全育成について

スポーツ少年団活動の理念である「青少年の健全育成」のための妨げになることがないように以下の点に留意する。

- ① 団員の健康管理には十分に配慮し、特に夜間練習は原則実施しない。
- ② 団の活動回数は、週に2～3回、1回の活動時間は、平日では2時間程度、休日・祝日では3時間程度までを目安とする。
- ③ 団活動が、競技志向に偏り過ぎたり、勝利至上主義に陥ったりしないように配慮する。

ア 対外試合（各大会、招待試合など）への参加は、月に1回程度が望ましい。

（特に夏季休業中の活動については、団員の過重負担に配慮し、計画的に実施すること）

イ 各大会、招待試合の開催は、市町スポーツ少年団および市町教育委員会等関係部局の共催または後援を受けて開催する。

（市町スポーツ少年団は、各大会、招待試合の開催申請があった場合、期日および内容を十分吟味し、共催、後援を決定すること。）

(2) スポーツ指導における暴力の根絶について

スポーツに携わる者として、スポーツの意義や社会的使命を認識し、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を積極的に推進すること。少年団登録者に反倫理的な行為があった場合は、処分基準に基づいて処分する。

(3) 自主・自立的で多様な活動について

団員の主体的な活動意欲に基づく「団員による」「団員のための」活動を基本とし、主となるスポーツ活動だけでなく文化活動、奉仕活動、野外活動、交流活動など団員の成長を促す幅広い活動を取り入れるとともに、規範意識・マナー・奉仕の心を育てること。

(4) 「家庭の日」について

本県の条例では、「家庭の日」は、第3日曜日を標準と定めている。スポーツ少年団活動においても、家族の仕事などの都合を考慮し、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組に協力すること。

3 令和7年度山口県スポーツ少年団関係行事

(1) 年間主要行事予定

①指導者研修行事

	期 日	内 容	会 場
1	6月21日(土)	ACP普及講習会(東部会場)	周南市 学び・交流プラザ
2	6月28日(土)	ACP普及講習会(西部会場)	下関市 J:COMアリーナ
3	9月7日(日)	スポーツ指導者レベルアップ研修会	山口市 南総合センター
4	10月18日(土)	スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会(中部会場)	山口市 セミナーパーク
5	10月26日(日)	スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会(西部会場)	山陽小野田市 厚狭地域交流センター
6	11月30日(日)	スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会(東部会場)	周南市 地場産業振興センター
7	12月14日(日)	ACPブラッシュアップ研修会	山口市 セミナーパーク

②リーダー育成関係行事

	期 日	内 容	会 場
1	7月24日(木) ～26日(土)	ジュニア・リーダースクール	山口県 スポーツ交流村
2	8月6日(水) ～9日(土)	シニア・リーダースクール【派遣】	静岡県 中央青少年交流の家
3	8月22日(金) ～24日(日)	中国ブロックスポーツ少年団 リーダー研究大会【派遣】	岡山県 青少年交流センター関谷学校
4	11月15日(土)	全国スポーツ少年団リーダー連絡会	東京都

③交流行事

○中国ブロック大会

	期 日	内 容	会 場
1	8月22日(金) ～24日(日)	スポーツ少年大会【派遣】 対象：岩国地域	岡山県 青少年交流センター関谷学校
2	10月18日(土) ～19日(日)	男子バレーボール交流大会【派遣】 対象：厚狭地域	島根県 三瓶青少年交流の家
3	11月～12月	ミニバスケットボール交流大会【派遣】 対象：周南地域	鳥取県
4	11月22日(土) ～23日(日)	バドミントン交流大会【派遣】 対象：下関地域、県内調整	山口県 スポーツ交流村

○全国大会

	期 日	内 容	会 場
1	7月31日(木) ～8月3日(日)	JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH 2025 SAGA 【派遣】 対象：防府地域	佐賀県
2	12月25日(木) ～28日(日)	エンジョイ！バレーボールフェスティバル2025 【派遣】 対象(男子)：バレーボール連盟調整 対象(女子)：柳井地域	京都府
3	3月27日(金) ～29日(日)	エンジョイ！剣道フェスティバル2026 【派遣】 対象：萩地域	富山県

○山口県スポーツ大会スポーツ少年団の部【中心開催日9月23日(火・祝日)】

	競 技 名	期 日	会 場
1	陸 上 競 技	10月4日(土)	維新みらいふスタジアム陸上競技場
2	サ ッ カ ー	9月23日(火・祝)	阿知須元気ランド
3	バレーボール	9月23日(火・祝)	宇部市内体育館
4	バスケットボール	9月23日(火・祝)	彦島体育館ほか下関市内小学校
5	レスリング	11月1日(土)、2日(日)	山口県立豊浦高等学校体育館
6	卓 球	10月12日(日)	山口リフレッシュパーク サブアリーナ
7	軟 式 野 球	11月1日(土)	山口マツダ西京きずなスタジアム
8	相 撲	9月13日(土)	岩国市運動公園
9	柔 道	10月5日(日)	維新百年記念公園維新大晃アリーナ武道館
10	ソフトボール	9月23日(火・祝)	光市スポーツ公園(第一球場)
11	バドミントン	12月7日(日)	やまぐちリフレッシュパーク
12	剣 道	11月24日(月・振休)	やまぐちリフレッシュパーク メインアリーナ
13	空 手 道	9月28日(日)	山口県立下関武道館
14	な ぎ な た	10月18日(土)	維新百年記念公園維新大晃アリーナ武道館
15	少林寺拳法	11月9日(日)	宇部市武道館

○国際交流事業

第52回日独スポーツ同時交流

【受入】

○受入期日 令和7年8月4日(月)～8月8日(金)

○受入市町 柳井地域(柳井市・周防大島町・田布施町・平生町)

【派遣】

○派遣期日 令和7年7月30日(水)～8月14日(木)

(2) トピック行事

山口県スポーツ少年団は、リーダーの育成や応援、交流活動の充実を重点目標に掲げ、以下の事業にも力を注いでいます。少年団の皆様の参加をお待ちしています。

①ジュニア・リーダースクール

○目的

地域のスポーツ少年団活動の活性化と次代を担う指導者の育成をめざし、単位スポーツ少年団リーダーの養成と資質の向上を図る。

- ・スポーツ少年団としての任務を理解し、リーダーとして行動できる。
- ・スポーツ少年団の精神を学び、リーダーとしての態度やマナーを身に付ける。
- ・他の団のリーダーとの友情を深め、交流・交歓の機会を持つ。

○期日・会場

令和7年7月24日(木)～26日(土) 2泊3日

山口県スポーツ交流村 〒743-0011 光市光井2丁目19-2 TEL 0833-71-1144

○参加対象者

小学校5年生以上中学校3年生までの宿泊を伴う集団生活が可能な市町スポーツ少年団に登録しているリーダーで、市町スポーツ少年団本部長が推薦する者。

○研修内容

- 講義と学習 『スポーツ少年団とは／リーダーの役割／リーダーに必要なスキル／グループディスカッション』
- 実 技 『交歓交流活動／仲間とのふれあい活動／スポーツ活動』

○令和6年度活動の様子



県内8市町から27名の団員と山口県リーダー会から6名、計33名の参加がありました。学習やマリンスポーツ体験、リーダーに関するディスカッション等を通して、リーダーとして一回り大きく成長することができました。

—参考—

山口県スポーツ少年団リーダー育成プラン

「スポーツ・運動遊びのリーダーを育てよう！」

プラン1 「カムバック！スポ少」キャンペーン

■中学生の現状

○部活動の地域移行が進む中、スポーツ少年団における中学生の活動の場が広が

りつつある

- 中学3年生の大半が、受験準備体制の中で、
体育の時間だけしか運動しない
(発育・発達上大切な時期)
- 意欲的でメリハリのある生活に適度なスポーツ活動は効果的である

■スポーツ少年団へカムバック

- 週1～2回、自分の過ごした(スポーツと出会った)スポーツ少年団へカムバック
- 地域への貢献、恩返し
- 運動不足の解消
- 後輩を指導することによって、より一層の成長
- メリハリのある充実した生活
- 受験勉強もはかどる



ジュニア・リーダースクール(仲間づくり)

プラン2 「リーダー応援」キャンペーン

■リーダーの現状

- 県内に約1150人の中学生、約120人の高校生の登録団員がいる(令和6年度)
- 中学校でも種目を継続したい子どもたちがたくさんいる
- 小学校で卒団させてしまうことがある

■リーダーを育てる



ジュニア・リーダースクール(学習活動)

- 運動遊びのリーダーがいることで、団員のころもからだも育つ
- 地域スポーツの人材が育つ
- 県事務局では、市町スポーツ少年団と連携して、リーダー育成の支援をしている
(リーダー会、ジュニア・リーダースクール、日独同時交流派遣…)
- 各単位団で、中学生以上の団員を応援しよう

②国際交流(日独交流)

○目的

日本スポーツ少年団とドイツスポーツユースは、1974年から相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与する。

○共通テーマ

「スポーツ×SDGs」～スポーツが拓く社会の持続可能性～

○派遣

- 期間：令和7年7月28日(月)～8月14日(木)
- 参加：別に定める条件を満たす者で日本スポーツ協会の選考により決定する。
※今年度の募集は終了。

○受 入

- 日程：令和7年8月4日（月）～8日（金）
- 人数：9名（指導者1名・団員8名）＋通訳1名 ザクセン、ザクセン＝アンハルト
- 市町：柳井地域（柳井市・周防大島町・田布施町・平生町）
- 内容：スポーツ交流、日本文化体験、テーマディスカッション等

○令和6年度受入（岩国市）の様子



ドイツのザクセン、ザクセン＝アンハルトから9名のスポーツ少年団員が5日間岩国市に滞在しました。岩国市のスポーツ少年団員やスポーツクラブ員とモルックやハンドボールをしたり、高校生と書道や茶道の日本文化体験、剣道やスポーツチャンバラのスポーツ交流をしたりして友好を深めていました。

③中国ブロックバドミントン交流大会

○目 的

中国地区スポーツ少年団がバドミントンをとおして団員相互の交流と親睦を深め、今後の活動の活発化と組織活動の充実を図る。

○期日・会場

令和7年11月22日（土）～23日（日） 1泊2日
山口県スポーツ交流村 〒743-0011 光市光井2丁目19-2 TEL 0833-71-1144

○参加者及びチーム編成

団 員：小学4年生から6年生までのスポーツ少年団に登録及びスポーツ安全保険に加入している者。

指導者：大会運営に協力できるスポーツ少年団に登録及びスポーツ安全保険に加入している者で、うち1名以上は、指導者登録をしている者。

チーム編成：登録者2名、団員6名以内（小学生男女）計8名とし、各県1チームで開催県は2チームとする。

○内 容 交流ゲーム・試合

○令和6年度の様子



島根県から西野バドミントンスポーツ少年団、山口県から柳井JBCスポーツ少年団、白石バドミントンスポーツ少年団の計3チーム20人が光市のスポーツ交流村に集いました。ACPやバドミントンの交流試合等を通して親睦を深め、有意義な2日間を過ごしました。

4 山口県スポーツ少年団指導者研修会 (1) スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会

スポーツ少年団には、2名以上のスタートコーチ（ジュニア・ユース）等の理念を学んだ指導者の登録が必要です。令和7年度の講習会の概要をお知らせします。

①カリキュラム

19 時間以上（自宅学習：9.1 時間以上、オンライン学習：6.4 時間、集合学習：3.5 時間以上）
共通科目（スタート）＋スタートコーチ（ジュニア・ユース）専門科目

②会場・期日

○オンライン学習（講義動画の視聴・検定試験）

※オンライン学習において講義動画を視聴終了し、検定試験を合格した受講者に対し、集合学習への参加を認める。

○集合学習（講義総括・グループワーク）

- ・東部会場：令和7年11月30日（日）周南地域地場産業振興センター
- ・中部会場：令和7年10月18日（土）Y M f g 維新セミナーパーク
- ・西部会場：令和7年10月26日（日）厚狭地域交流センター

【日程】

12:30～13:00	受付
13:00～13:20	開講行事・ガイダンス
13:20～14:50	講義総括【90分】
15:00～17:00	グループワーク【120分】

③受講条件（対象者）

○受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。

○J S P O が開設している無料のインターネットサービス「指導者マイページ」から申し込みが出来る者。

④受講人数 各会場 70 名（先着順）

⑤受講にかかる負担経費

3,300 円（税込）[教材代 2,200 円（税込）＋スマートスタディ利用料 1,100 円（税込）]

⑥養成講習会の流れ

開催要項	市町スポーツ少年団を通じて単位団へ通知 山口県スポーツ協会及び JSPO 指導者マイページへの公開
マイページ登録・ 受講申込み	指導者マイページ登録、指導者マイページからの受講申込み 【受付期間：7月1日～8月15日】 https://my.japan-sports.or.jp/login
受講にかかる負担経費 の振込	指導者マイページから申込後、一週間以内に受講料として 3,300 円を指定口座に振込 ※振込後の返金はいたしません
自宅学習	<振込確認後、随時テキストが送付される> テキストによる自宅学習（9時間以上）
オンライン学習	eラーニングシステム [スマートスタディ] において講義動画の視聴・検定試験を受講（6.4 時間） 【受講期間：9月1日～10月1日】
受講確認・ 受講票の送付	山口県スポーツ少年団にてシステムよりオンライン学習・検定試験の合格者を確認 合格者の指導者マイページ登録メールアドレスに受講票を送付 ※講習会当日持参のこと
集合学習	内 容 ◆開校行事・ガイダンス：20分 ◆講義総括：90分 ◆グループワーク：120分 携行品 ◆受講票 ◆テキスト及びリファレンスブック ◆筆記用具

⑦資格認定

令和8年7月下旬より、J S P O から登録料の支払い依頼のハガキ及びメールが届くので、納入を完了すれば令和8年10月1日付け認定となり、後日認定証が発行・送付されます。

(2) J S P O 公認スポーツ指導者資格更新研修会

スタートコーチ（ジュニア・ユース）等の J S P O（日本スポーツ協会）の公認スポーツ指導者資格の有効期間は、資格登録後 4 年間です。資格を更新するためには、資格認定日（更新日）から資格有効期限の 6 か月前までに、日本スポーツ協会あるいは下記記載の研修会を最低 1 回受けることが必要です。研修受講期限までに、更新研修を受講しなかった指導者へは更新登録案内が送付されませんのでご注意ください。

令和 7 年度（公財）山口県スポーツ協会主催 資格更新研修会予定

	期 日	研 修 会 名	会 場
1	6月21日（土）	ACP 普及講習会（東部会場）	周南市 学び・交流プラザ
2	6月28日（土）	ACP 普及講習会（西部会場）	下関市 J:COMアリーナ
3	6月28日（土）	山口県スポーツ指導者中央研修会	山口市 かめ福 オププレイス
4	9月7日（日）	スポーツ指導者レベルアップ研修会	山口市 南総合センター
5	12月14日（日）	ACP ブラッシュアップ研修会	山口市 セミナーパーク
6	1月24日（土）	山口県スポーツ指導者東部研修会	周南市 地場産業振興センター
7	1月25日（日）	山口県スポーツ指導者西部研修会	宇部市 COCOLAND

【注意事項】

期日や研修会は予定のため変更となる場合があります。

- ① テニス、バウンドテニスおよびオリエンテーリング資格は 1 ポイント、チアリーディング（コーチ 3 のみ）資格は都道府県体育・スポーツ協会実施の 1 回分の実績となりますが、別途、資格毎に定められたポイント獲得や研修受講などの要件を満たす必要があります。

ただし、次の資格については、更新研修の実績にはなりません。

[水泳、サッカー、バスケットボール、バドミントン、ライフル射撃（スタートコーチのみ）、剣道、空手道、エアロビック（コーチ 4 のみ）、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー]（2025年4月1日現在）

- ② 公認スポーツ指導者資格の更新研修の詳細は公益財団法人日本スポーツ協会のホームページにてご確認ください。
- ③ 指導者マイページへの受講実績の反映は、研修参加から平均 2 か月後となります。

(3) 地域指導者養成研修会

山口県スポーツ少年団は、子どもたちが楽しみながら体を動かすことのできる運動プログラム（ACP：アクティブ・チャイルド・プログラム）の普及を重点目標に掲げ、多様な動き等発達段階に応じた身に付けておくことが望ましい動きの習得を図り、運動好きの子どもの育成に力を入れています。指導者の皆様の参加やスポーツ少年団での活用をお願いします。

①ACP普及講習会

アクティブ・チャイルド・プログラム

ACP 普及講習会開催要項（一次案内）



令和6年度 ACP 普及講習会から

1 ねらい

- 学校や保育所、スポーツ少年団等の運動や遊びの時間に、子どもたちが楽しみながら体を動かすことのできる「運動遊びプログラム」を体験し、健康や体力づくり、仲間づくりに取り組む指導者の研修の機会とする。
- 幼児期・ジュニア期の身体活動の重要性を理解し、より多くの子どもたちが、スポーツの歓びを味わう機会を提供できる指導者としての資質の向上を図る。

※ACPとは、「アクティブ・チャイルド・プログラム」の略で、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する目的で、日本スポーツ協会が開発したもので、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせる運動プログラムのことです。

- 2 主催 (公財) 山口県スポーツ協会 山口県生涯スポーツ推進センター
山口県スポーツ少年団
- 3 共催 周南市
- 4 後援 山口県 山口県教育委員会 下関市
- 5 期日・場所
 - 東部会場 周南市学び・交流プラザ 令和7年6月21日(土) 13時～16時30分
 - 西部会場 J:COMアリーナ下関 令和7年6月28日(土) 13時～16時30分

6 日程・内容

12:30	13:00	14:00	16:30
受付	開会行事 ◇ACPの理論	◇ACPの実践(実技)	閉会行事 諸連絡

7 講師 山口県認定ACP指導者

8 参加対象者

- スポーツ少年団関係者
- スポーツ推進委員
- 幼稚園・保育園・小学校関係者
- 総合型地域スポーツクラブ関係者
- 公認スポーツ指導者
- スポーツ指導に関心のある者 等

9 参加費及び定員 参加費無料 定員は各回60名程度(先着順)

10 その他

- 令和7年4月下旬に、申込方法等を記載した「二次案内」を(公財)山口県スポーツ協会のホームページにアップします。
- 問合せ先・・・(公財)山口県スポーツ協会・山口県スポーツ少年団 TEL 083-933-4697

② 出前ACP教室

アクティブ・チャイルド・プログラム

出前 A C P 教室



気軽に
申込み
ください！



レッツ！ACP(アクティブ・チャイルド・プログラム)

山口県認定ACP指導者を、学校、保育所、スポーツ少年団、子ども会、放課後子ども教室等の団体やイベント、講座等に派遣します。

ACPとは

子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する目的で日本スポーツ協会が開発したもので、子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせる運動プログラムのことです。

活用場面

- 運動を通して交流を深めたい
 - 多彩なアクティビティで楽しく体を動かしたい
 - 親子やグループ内でふれあう活動をしたい
 - 体力づくりをしたい
- ※1回の利用でもシリーズでの利用でもOK

利用について

- FAXまたはQRコードでお申込みください。
- 申込み後、調整をして決定となります。
- 1グループの人数と指導者数については、相談して決定します。
- 活動時間は1～3時間程度が目安です。
- 指導者の旅費をご負担ください。
- 詳細はお問合わせください。

主催：公益財団法人山口県スポーツ協会
山口県スポーツ少年団
山口県生涯スポーツ推進センター
後援：山口県、山口県教育委員会
— 申込・問い合わせ先 —

(公財) 山口県スポーツ協会
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL 083-933-4697



申込用QRコード

5 スポーツ少年団の登録について

スポーツ少年団は、メンバーシップ制を採用しており、毎年、単位スポーツ少年団ごとに指導者、役員、スタッフ、団員の登録が必要です。
登録手続きについては、スポーツ少年団登録システムを利用しておこなっていただきます。

(1) 登録手続き

①登録申請期間について

区分	登録申請先	登録申請期間（期限）
単位団	所属する市町スポーツ少年団	原則として毎年 4月1日～7月31日※1
市町スポーツ少年団 ※2	山口県スポーツ少年団	～8月31日 17時

※1 市町スポーツ少年団で独自に登録申請期日を設ける場合は、予め単位団への周知が必要です。

※2 所属する単位団の登録情報を取りまとめ、登録申請を行ってください。

②登録料について

山口県スポーツ少年団への登録料は、以下のとおりです。（日本スポーツ少年団登録料を含む）

市町スポーツ少年団は、各単位団の登録料を取りまとめ納入してください。

<令和7年度登録料>

団員	指導者	役員・スタッフ
500円	1,000円	1,000円

※ 2つ以上の単位団に登録する場合は、それぞれの単位団で登録料が必要となります。

※ 単位団指導者、役員・スタッフが、その単位団の所属する市町スポーツ少年団の役員・スタッフとなる場合、役員・スタッフとしてさらに登録料を納める必要はありません。ただし、役員・スタッフ職員としてのみ市町スポーツ少年団に登録する場合は、登録料が必要になります。

(2) 登録の要件

①登録者について

○団員：登録する年の4月1日現在満3歳以上

○指導者：登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者資格（※1）保有者（前年度養成講習会受講修了者を含む）

※1 次の資格を含む

- ・日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有
- ・日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有者

○役員・スタッフ：単位団の運営や地域との連携を図る者

【役員】単位団の取りまとめを担う者

【スタッフ】育成母集団など単位団の運営やサポートを担う者

※役員・スタッフ登録では、指導に関わることはできません。スポーツの指導に携わる場合は、指導者として登録ください。 ※スポーツ少年団とはP40より抜粋

②単位団の登録について

○単位団

- ・原則として団員10名以上と指導者が2名以上必要
- ・指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が2名以上必要
- ・指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。

スポーツ少年団の理念を学んだ指導者とは、次のいずれかに該当する者

- ①スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者も含む
- ②令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員または認定員の資格を保有していた者
- ③上記②に該当する者で、ジュニアスポーツ指導員またはスポーツコーチングリーダーに資格を移行し認定された者
- ④シニア・リーダー資格認定後、継続して登録を行っている者

新規登録

初年度に限り、「スポーツ少年団の理念を学んだ者」2名必置しなくともよいが、当該年度内に少なくとも2名以上が「スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了することが必要

6 健全育成のために

(1) スポーツ活動中の安全管理

熱中症

① 気温・湿度をチェックしましょう。

高温環境を示す数値は「暑さ指数」を参考にするようにしましょう。

② こまめな水分補給を指示しましょう。こまめに水分を補給することが必要です。

③ 暑い中での無理な運動を避けましょう。運動時間を短縮するなど、リスク管理が必要です。

④ 吸水性や速乾性に優れている通気性の良い服装を選ばせるようにしましょう。

⑤ 睡眠・食事をしっかりとっているか、団員の健康チェックを欠かさずにしましょう。疲労や体調不良が、熱中症の発生リスクを高めます。

⑥ 万が一熱中症が起こった場合の対応は、指導者の責任です。

※準備しておきたいもの

- 経口補水液
- 保冷剤
- 予備の水分(屋外でのケガの際にも使える)
- 救急薬品

WBGT℃	湿球温度℃	乾球温度℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が潜すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28		

熱中症予防のための運動指針から抜粋

WBGT（暑さ指数）は、「環境省熱中症予防情報サイト」にアクセスすることで確認できます。



熱中症予防情報サイト

落雷

① 事前に天気予報を確認しておきましょう。

天気の急変などには、ためらうことなく計画を変更しましょう。

② 頭上に黒雲が広がってきている場合は、安全な場所に避難しましょう。

- 鉄筋コンクリートの建物の中
- 自動車・バスなどの中

ケガや病気の応急処置

① 心肺停止の際の応急処置の知識をもって指導に当たしましょう。

AED保管場所を確認しておきましょう。

② ケガや病気が起こった場合の対処は、適切に行いましょう。

- 反応・呼吸の確認を優先し、救急車が到着するまで救命処置等を行きましょう。
- ケガが起こった場合は、傷の手当てと応急処置をしましょう。
- 事故がどのように起こったかを保護者に説明し、受診を勧めましょう。
- 吐瀉物などの処理は慎重に行い、感染症にも注意しましょう。

ここに掲載した内容は、安全管理の一部です。詳しい内容は、スポーツ庁健康スポーツ課などのホームページから入手できます。指導者が安全管理の知識をもって指導に臨みましょう。

(2) スポーツハラスメントの根絶に向けて

①スポーツ界における暴力行為根絶宣言

2012年、女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起きました。

これらの出来事を受け、2013年4月25日、日本体育協会（現：日本スポーツ協会）、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会（現：日本パラスポーツ協会）、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟の5団体が共同で、「勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。」と述べ、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。
- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

②スポーツ団体ガバナンスコード

スポーツ団体ガバナンスコードとは…

令和元年にスポーツ団体が遵守すべき原則・規範として、スポーツ庁が策定したものです。ガバナンスコードは、強制力を有するものではないが、スポーツ界全体への信頼性確保のために、遵守が求められています。また、公的助成を求める際の要件の一つとして、スポーツ団体ガバナンスコードの提示が求められています。

スポーツ少年団とガバナンスコード

スポーツ少年団は、約 60 年の歴史をもつスポーツ団体です。地域の中で、幼少期の子どもたちが気軽にスポーツと出会う場を提供してきました。その歴史を通して、公益性のあるスポーツ団体として認められてきました。

一方、単位団の中には、時代に合った規約が定められていない、透明性のある事業・収支報告がされていないなど、公益性のあるスポーツ団体とは言えない単位団も散見されるようになりました。

県スポーツ少年団としては、これまで、スポーツ少年団の手引きを指導者・関係者にお届けし、「基本的ガイドライン」や「重点目標」・「単位団活動 6 の Q」・「処分基準」などに、スポーツ少年団のあるべき姿を示してきました。今一度、見直していただければ、子どもたちを中心にした公益性のあるスポーツ団体として、地域スポーツの中核としての役割を果たせることとなります。このガバナンスコードの有効性が発揮されますようご協力をお願い申し上げます。

ガバナンスコードの原則

日本スポーツ少年団発行のガイドブック「スポーツ少年団とは」にも紹介されています。スポーツ団体ガバナンスコードでは、自己説明と公表が強く求められています。スポーツ少年団も、下記のことを基本として、各単位団で確認しておくことが必要です。

- 原則 1 単位団規約を整え、法令等に基づき適切な運営を行う。
- 原則 2 単位団運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表する。
- 原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図る。
- 原則 4 公正かつ適切な会計処理をし、公表する。
- 原則 5 単位団組織運営に係る情報を積極的に開示し、透明性を確保する。

公表については、セルフチェックシートを活用すると容易です。日本スポーツ少年団は、各単位団に対して 2027 年度末までに公表することとしています。

より詳しく調べたい場合は、QRコードから。



ガバナンスコード
説明QRコード

③登録者等処分規程・処分基準

日本スポーツ協会は、スポーツ界における暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶に向けて、2022年6月24日付で、「公認スポーツ指導者処分基準」と「スポーツ少年団登録者処分基準」を一本化し、「登録者等処分規程・処分基準」を制定しました。これは、「約62万人の「公認スポーツ指導者」と約73万人の「スポーツ少年団登録者」に遵守事項違反があったときの処分内容やその処分を行うための手続きを定めたもので、2023年1月1日から施行されました。

このことにより、行為者の属性に関わらず、事実調査後の手続きとなる弁明の機会の付与や処分決定について、日本スポーツ協会の処分審査会が責任をもって行うこととなりました。

処分事案

公益財団法人日本スポーツ協会 登録者等処分規程第3条の遵守事項

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| (1) 暴力・暴行その他の身体的虐待 | (2) 暴言その他の精神的虐待 |
| (3) 性的虐待 | (4) セクシュアル・ハラスメント |
| (5) パワー・ハラスメント | (6) アルコール・ハラスメント |
| (7) その他のハラスメント | (8) 無視・ネグレクト |
| (9) 不適切又は不合理な指導 | (10) 差別的言動 |
| (11) 試合の不正操作 | (12) 違法なスポーツベッティング |
| (13) ドーピング | |
| (14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損 | |
| (15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害 | |

対象者

「スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフであり、登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

処分の種類、内容

(1) 注意

違反行為について文書で注意する。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から3年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は活動禁止を科す。

(3) 有期の活動禁止

一定期間（1か月以上5年以下）スポーツ少年団活動（単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動）への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

(4) 無期の活動禁止

期間を定めることなくスポーツ少年団活動への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

※処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができます。詳しくは、日本スポーツ協会HP「処分手続・関連諸規定」を参照してください。

④NO！スポハラ活動

NO！スポハラ活動とは

2023年4月25日、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、大学スポーツ協会の6団体が主催となり、暴力、暴言、各種ハラスメント等の不適切行為の根絶を目的とした「NO！スポハラ活動」を開始しました。

不適切行為の根絶は、指導者だけを問題にするのではなく、子ども・大人に関わらず、誰もが「NO！スポハラ」と声を上げやすい環境を作る必要があると考えられています。

スポーツに関わる全ての人々が、「スポハラ」はあってはならないもの、だめなものという価値観をもってもらうため、主催6団体は、「NO！スポハラ活動特設サイト」を開設するなど、必要な情報発信やイベントを実施しています。



「NO！スポハラ」活動特設サイト
<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>



⑤公認スポーツ指導者の責務

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」では、公認スポーツ指導者は、次の責務を負うこととなっています。

- (1) 「スポーツ宣言日本」の趣旨を理解したうえで、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) J S P O登録者等処分規程に基づき遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行わないとともに、同規程に基づく調査に誠実に協力すること。
- (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

⑥単位団活動6のQ (Question)

スポーツ少年団活動の理念に沿って、子どもたちのこころとからだの健やかな成長を願う指導者や関係者の皆様への問いかけを次にまとめてみました。地域住民や育成母集団関係者と共有できるようにすることも大切なことです。

Q1 ガバナンスコードを尊重するために、団活動目標・団規約・収支会計などが整い、育成母集団は機能していますか？

- 育成母集団で、団活動の目標に沿った年間計画、月間計画等が必ず審議されていますか。
- 育成母集団で、経費の収支が報告され、公開されていますか。
- 育成母集団の協議は、民主的に運営されていますか。

Q2 子どもたちが主役の活動が実施されていますか？

- 子どもたち一人ひとりを大切に活動が実施されていますか。
- 子どもたちの心に語りかける指導がされていますか。
- 子どもたちが話し合い、自己決定できる場を設けていますか。
- すべての子どもたちがスポーツの楽しさを味わっていますか。

Q3 練習時間、日数、交流大会の回数等は、子どもたちにとって適正ですか？

- 基本的ガイドラインを尊重し、子どもたちのこころとからだを守っていますか。
- 子どもたちの健康チェックを欠かさずに行っていますか。

Q4 特定の指導者に何もかも一極集中していませんか？

- 特定の指導者に何もかも任せて、負担になっていませんか。
- 特定の指導者のワンマンな運営となっていませんか。

Q5 指導者は、常に新しい情報を収集し、指導に活かしていますか？

- 指導資格の取得や更新のため、研修会に積極的に参加していますか。
- 活動がマンネリ化することなく、常に評価され、改善していますか。
- 勝利至上主義に偏った活動になっていませんか。
- 中心的なスポーツ活動だけでなく、多様なスポーツ経験を提供するとともに、奉仕活動、学習活動、自然体験活動等も積極的に取り入れられていますか。
- 練習環境等の安全対策は十分図られていますか。

Q6 他のスポーツ少年団や関係機関・団体との連携は、図られていますか？

令和6年度山口県スポーツ少年団市町別登録一覧

市町 番号	市 町 名	団数			指導者数			役員・スタッフ数			団員数		
		更新	新規	計	男子	女子	計	市町	単位団	計	男子	女子	計
101	岩 国 市	30	0	30	81	8	89	3	59	62	436	139	575
102	柳 井 市	21	0	21	47	7	54	5	39	44	238	132	370
103	下 松 市	21	0	21	58	8	66	1	63	64	308	148	456
104	光 市	33	1	34	75	18	93	4	78	82	408	271	679
107	防 府 市	52	0	52	107	18	125	4	88	92	698	282	980
108	山 口 市	97	1	98	234	37	271	7	193	200	1,601	628	2,229
109	宇 部 市	85	0	85	189	19	208	4	231	235	1,226	542	1,768
111	美 祢 市	11	0	11	21	3	24	0	8	8	92	55	147
112	下 関 市	104	0	104	209	32	241	0	137	137	1,393	629	2,022
113	長 門 市	18	0	18	45	5	50	9	34	43	148	89	237
114	萩 市	31	1	32	74	6	80	3	57	60	356	191	547
115	周 南 市	86	0	86	202	32	234	7	180	187	1,066	542	1,608
116	山 陽 小 野 田 市	40	1	41	89	17	106	2	56	58	450	240	690
200	周 防 大 島 町	13	0	13	46	9	55	2	60	62	175	95	270
205	和 木 町	6	0	6	14	0	14	10	4	14	70	18	88
214	田 布 施 町	8	0	8	19	2	21	1	14	15	103	67	170
215	平 生 町	6	0	6	15	1	16	1	24	25	107	36	143
228	阿 武 町	2	0	2	4	1	5	4	3	7	31	26	57
235	上 関 町	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合計		664	4	668	1,529	223	1,752	68	1,328	1,396	8,906	4,130	13,036

※市町役員・スタッフ数には重複を含まない

前年度比	登録数				加入率(小学生)		
	団数	指導者数	役員・スタッフ数	団員数	児童数	団員数	加入率
令和5年度	698	2,130	1,366	13,237	58,499	11,830	20.22%
令和6年度	668	1,752	1,396	13,036	55,044	11,615	21.10%
増減	△ 30	△ 378	30	△ 201	△ 3,455	△ 215	

令和6年度山口県スポーツ少年団市町別登録内訳・加入率内訳

NO.	市 町 名	登録内訳												加入率内訳											
		幼児			小1～小3			小4～小6			中 学 生			高校生以上			小1～小3			小4～小6			中 学 生		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	児童数	登録 団員数	加入率 %	児童数	登録 団員数	加入率 %	生徒数	登録 団員数	加入率 %
101	岩 国 市	3	0	3	116	21	137	283	103	386	32	13	45	2	2	4	2,428	137	5.6	2,770	386	13.9	2,970	45	1.5
102	柳 井 市	1	1	2	80	27	107	128	87	215	26	13	39	3	4	7	537	107	19.9	574	215	37.5	673	39	5.8
103	下 松 市	2	1	3	59	31	90	230	104	334	16	6	22	1	6	7	1,365	90	6.6	1,378	334	24.2	1,459	22	1.5
104	光 市	1	1	2	102	76	178	278	175	453	27	19	46	0	0	0	898	178	19.8	898	453	50.4	969	46	4.7
107	防 府 市	11	3	14	199	87	286	439	165	604	44	26	70	5	1	6	2,680	286	10.7	2,912	604	20.7	2,815	70	2.5
108	山 口 市	16	6	22	434	171	605	948	371	1,319	186	64	250	17	16	33	4,147	605	14.6	4,487	1,319	29.4	4,531	250	5.5
109	宇 部 市	13	5	18	378	170	548	765	334	1,099	63	30	93	7	3	10	3,397	548	16.1	3,658	1,099	30.0	3,615	93	2.6
111	美 祢 市	0	0	0	24	16	40	53	30	83	15	8	23	0	1	1	264	40	15.2	317	83	26.2	373	23	6.2
112	下 関 市	4	10	14	373	166	539	908	396	1,304	105	57	162	3	0	3	4,732	539	11.4	5,247	1,304	24.9	5,728	162	2.8
113	長 門 市	0	0	0	29	15	44	94	63	157	25	11	36	0	0	0	469	44	9.4	548	157	28.6	601	36	6.0
114	萩 市	1	2	3	110	57	167	205	93	298	39	36	75	1	3	4	554	167	30.1	689	298	43.3	781	75	9.6
115	周 南 市	32	9	41	284	127	411	634	355	989	95	39	134	21	12	33	2,711	411	15.2	3,012	989	32.8	3,174	134	4.2
116	山 陽 小 野 田 市	1	1	2	134	79	213	286	117	403	28	41	69	1	2	3	1,246	213	17.1	1,446	403	27.9	1,404	69	4.9
200	周 防 大 島 町	14	2	16	42	29	71	78	43	121	40	20	60	1	1	2	140	71	50.7	177	121	68.4	182	60	33.0
205	和 木 町	0	0	0	31	6	37	39	12	51	0	0	0	0	0	0	159	37	23.3	185	51	27.6	181	0	0.0
214	田 布 施 町	4	1	5	32	30	62	61	30	91	6	6	12	0	0	0	245	62	25.3	265	91	34.3	292	12	4.1
215	平 生 町	0	2	2	39	9	48	57	21	78	7	2	9	4	2	6	175	48	27.4	199	78	39.2	208	9	4.3
228	阿 武 町	0	1	1	9	9	18	14	15	29	6	1	7	2	0	2	32	18	56.3	51	29	56.9	57	7	12.3
235	上 関 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0.0	27	0	0.0	33	0	0.0
小 計		103	45	148	2,475	1,126	3,601	5,500	2,514	8,014	760	392	1,152	68	53	121	26,204	3,601	13.74	28,840	8,014	27.79	30,046	1,152	3.83
合 計		13,036																							

山口県スポーツ少年団事務局一覧

附 録

市町名	〒	住所	TEL
岩国市	741-0072	岩国市平田 1-40-1 岩国市総合体育館内	0827-32-7372
柳井市	742-0021	柳井市柳井 3670 番地 1 教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課内	0820-25-2424
下松市	744-8585	下松市大手町三丁目 3 番 3 号 下松市地域振興部地域交流課内	0833-45-1820
光 市	743-0011	光市光井 1941-1 光市総合体育館内	0833-72-9100
防府市	747-8501	防府市寿町7番1号 防府市役所5階 スポーツ振興課内	0835-25-2274
山口市	753-0074	山口市中央五丁目 14-22 教育委員会 社会教育課内	083-934-2865
宇部市	755-0023	宇部市恩田町四丁目 1 番 4 号 ユーピーアールスタジアム内	0836-31-1507
美祢市	759-2212	美祢市大嶺町東 326-1 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課内	0837-52-5261
下関市	750-8521	下関市南部町 1 番 1 号 下関市役所スポーツ振興課内	083-231-2739
長門市	759-4103	長門市深川湯本 10584-3 長門市スポーツ協会内	0837-22-3540
萩 市	758-0061	萩市大字椿 3395-1 萩市民体育館内	0838-25-7311
周南市	745-0851	周南市大字徳山 10427 番地 ゼオンアリーナ周南内	0834-28-0006
山陽小野田市	756-8601	山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号 山陽小野田市役所文化スポーツ推進課内	0836-82-1116
周防大島町	742-2512	周防大島町大字平野 269-44 東和総合センター内	0820-78-2205
和木町	740-0061	玖珂郡和木町和木一丁目 3 番 13 号 和木町体育センター	0827-52-2811
田布施町	742-1513	熊毛郡田布施町大字麻郷 1293-11 TAIKO スポーツセンター田布施内	0820-52-3832
平生町	742-1195	熊毛郡平生町大字平生町 210-1 平生町教育委員会 社会教育課	0820-56-6083
阿武町	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古 3078-1 教育委員会内	08388-2-0501
上関町	742-1403	熊毛郡上関町大字室津 904-15 上関町教育委員会内	0820-62-0870
山口県	753-8501	山口市滝町 1-1 県政資料館内	083-933-4697

スポーツ／文化活動／ボランティア活動
 団体活動のための補償制度

令和7年度(2025年度)
 保険期間 令和7年4月1日から
 令和8年3月31日まで

スポーツ安全保険®

小さな掛金で充実補償



熱中症も対象



加入区分・掛金 (年度初回加入時は4名以上)

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円	
	文化活動 ボランティア活動 地域活動			
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円	
		B 65歳以上	1,200円	
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円	
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円	
子ども (中学生以下)	ワイドコース (個人活動補償型)	A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
		C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 64歳以下	4,850円
		B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 65歳以上	5,000円

保険の詳しい内容、資料の請求は、
 ホームページをご覧ください。



#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団
 #放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室
 #部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
 (注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和7年4月1日」を基準とします。

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 ☎ 0120-233-801
 担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和7年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保



公益財団法人
スポーツ安全協会

<https://www.sportsanzen.org>

エフエム山口 スポ少応援キャンペーン CM出演団体

募集中!!

ラジオでスポ少の活動を紹介&応援!

エフエム山口では、「スポ少応援キャンペーン」を2017年から毎年実施中！
スポ少の活動を広め、応援するため、山口県内でがんばるスポ少団員の皆さんの
声を収録し、ラジオCMとして放送しています。

このラジオCMに出演していただける
「スポーツ少年団」のみなさんを大募集中！

こどもたちの元気な声を、電波にのせて届けてみませんか？

【例えばこんなコメントを収録します！】 ※20秒CM

エフエム山口 スポ少応援キャンペーン！

団員A：〇〇市〇〇スポーツ少年団です。

団員B：礼儀と感謝をモットーに練習に励んでいます。

団員C：スポーツを思い切り楽しむぞ！

(全員) おーっ！

エフエム山口は、山口県スポーツ少年団を応援しています。

子どもたちの声を
ラジオCMで流します！
元気な声を聞かせてね♪



CMのサンプル音源は下記ホームページをチェック！



詳細・お申し込みは

🔍 エフエム山口 スポ少応援キャンペーン からどうぞ

お問い合わせ先：エフエム山口 ☎083-924-2100

